

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定するあっせん等に関する要領（案） 【要約付き】
（大阪府の要領を参考に作成）

（目的）

第1 この要領は、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年3月27日茨木市条例第17号。以下「条例」という。）に規定するあっせん、勧告及び公表に関する事務について、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

あっせん^{など}等[※]について、条例^{じょうれい}や規則^{きそく}には書いていない^かことを決めます^き。

※あっせん^{もうした}…申立て^{ひと}た人と、申立て^{もうした}られた人の間^{ひと}に入って、両者^{あいだ}の間^{はい}がうまくいくようにとりもつこと。

（あっせんの申立て）

第2 障害のある人並びにその家族及び後見人が条例第10条第1項の規定によりあっせんの申立てをするにあたって、規則第3条で定めるあっせん申立書の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。

あっせんの申立て^{もうした}をするときは、あっせん申立書^{もうしたてしょ}を提出^{ていしゅつ}します。

（部会）

第3 茨木市障害者差別解消支援協議会規則（平成30年4月20日茨木市規則第36号。以下「協議会規則」という。）第6条第1項に規定する部会は、会長が指名する5人をもって組織する。

会長^{かいちょう}が指名^{しめい}した委員^{いいん}5人^{にん}であっせんなどの部会^{ぶかい}の会議^{かいぎ}を行います^{おこな}。

（手続きの非公開）

第4 部会におけるあっせんの手続きは非公開とする。

部会^{ぶかい}での手続き^{てつづ}は外部^{がいぶ}に公開^{こうかい}しません。

(あっせんを行うことの適否を決定する際の助言)

第5 条例第11条第4項で規定する助言について、あっせんを行うことが適当でないとするときは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 障害を理由とする差別であるとされている行為が、次のいずれかに該当する場合

ア 裁判所で係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するもの

イ 再申立てであるもの

(2) 求めるあっせんの内容が次に該当する場合

障害を理由とする差別を行ったとされる者に対する損害賠償請求が内容であるもの

(3) その他

茨木市障害者差別解消支援協議会の会長があっせんを行うことが適当でないと判断した場合

市長があっせんを行うかどうかについて、協議会にアドバイスを求めたとき、
次の場合は、あっせんを行いません。

(1) ア 裁判中か、すでに裁判で判決が出ている

イ 以前に同じ申立てをしている

(2) あっせんの申立ての内容が損害賠償を求めている

(3) その他会長が行うべきではないと判断した場合

(あっせんの開始等)

第6 規則第4条に規定するあっせんを行うことの適否を決定したときにかかる通知については別紙様式第2号及び第3号によることとする。

2 あっせんの開始にかかる被申立人への通知は別紙様式第4号によることとする。

1 市長があっせんを行うかどうかを決めたときは、あっせん開始通知書か、
通知書を送って知らせます。

2 申立てられた人へはあっせん開始通知書を送って知らせます。

(あっせん案の提示)

第7 条例第11条第7項に規定するあっせん案の決議は協議会規則第7条第4項の規定によるものとする。

2 規則第5条で定めるあっせん案の提示にかかる書面は、別紙様式第5号によることとする。

- 1 あっせん案の決定・提示は部会で行い、後で協議会に報告します。
- 2 あっせん案は手紙で申立てた人と申立てられた人へ知らせます。

(あっせん合意書の送付)

第8 条例第11条第7項に基づき提示したあっせん案に当該事案の当事者（以下当事者という。）が合意した場合は、別紙様式第6号を当事者に通知するものとする。

あっせん案の内容に、申立てた人、申立てられた人の両方が納得したら、手紙で知らせます。

(あっせんの終了)

第9 規則第6条第2号に規定するあっせんによっては当該事案の解決の見込みがないと認めるときとは、当事者間の意見の隔たりが大きく、当事者間で意見が一致しないため、あっせんの手続きの進行に支障があると認めるときとする。

- 2 規則第6条第2項で定めるあっせんが終了した旨の通知は、別紙様式第7号によることとする。

- 1 相談が解決したときや、申立てた人と申立てられた人との意見が合わないため、あっせんの手続きが進められないときは、あっせんを終了します。
- 2 あっせんが終了したときは、申立てた人にあっせん終了通知書を送ります。

(あっせん申立ての取下げ)

第10 あっせんを申立てた者は、いつでもその申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

- 2 前項の申立ての取下げは、別紙様式第8号によるあっせん申立取下げ書を市長に提出して行うものとする。
- 3 市長は、前項の取下げ書の提出があったときは、速やかに被申立人に対しその旨を別紙様式第9号により通知するものとする。

- 1 あっせんの申立ては、いつでも取り下げることができます。一部分だけを取り下げることでもあります。
- 2 あっせんの申立てを取り下げるときは、あっせん申立取下げ書を提出します。
- 3 取下げ書の提出があったときは、申立てられた人に手紙で知らせます。

(勸告)

第11 条例第12条第2項に規定する通知は、別紙様式第10号によることとする。

2 規則第7条に規定する勸告書は、別紙様式第11号によることとする。

- | | |
|---|---|
| 1 | <small>しちょう</small> 市長は、 <small>かんこく</small> 勸告をしようとするときは、 <small>あいて</small> 相手に <small>てがみ</small> あらかじめ手紙で <small>し</small> 知らせます。 |
| 2 | <small>かんこく</small> 勸告は、 <small>かんこくしよ</small> 勸告書を送って <small>おく</small> 知らせます。 |

第12 条例第13条第2項に規定する通知は、別紙様式第12号によることとする。

<small>しちょう</small> 市長は、 <small>こうひよう</small> 公表しようとするときは、 <small>あいて</small> 相手に <small>てがみ</small> あらかじめ手紙で <small>し</small> 知らせます。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。